

## 第1章

# 箱根町が目指す都市づくり



箱根関所

# 第1章のポイント

本章では、都市計画マスタープランとは何か、その策定の意義やスタンス、体制などを示すとともに、地域の課題を踏まえた上で、将来の都市づくりの目標を掲げています。

## 第1章インデックス



箱根旧街道石畳

1 都市計画マスタープランとは

P7

2 都市計画マスタープラン策定の  
スタンス

P10

3 町民と協働したプランづくり

P14

4 箱根町が抱える都市づくりの課題

P16

5 箱根町が目指す都市づくりの目標

P18

# 1 都市計画 マスタープランとは



すすき草原

## 1 「まちづくり」と都市計画マスタープラン

「まちづくり」というコトバは、さまざまな場面で使われています。

この「まちづくり」を別のコトバで言い換えると、「人が生きていく上で必要な環境(条件)を整え・より良く改善していくこと」であるといえます。

そこで「まちづくり」を適切・効果的に進めるため、そのまちの将来像を定め、実現していくための取組や期間を計画という形で「見える化」し、町民と行政が協働してまちづくりを進めるための「みちしるべ」として示していく必要があります。

「まちづくり」全般にわたる計画は、まちの最上位計画にあたる総合計画です。都市計画マスタープランは、「まちづくり」のうち住みやすい環境や施設の整備(自然環境の保全、土地利用の誘導、道路・公園の整備など)等の「都市づくり」についてそのあり方や取組の詳細を「みちしるべ」として示すものです。

### 箱根町第3次都市計画マスタープラン

第1章 箱根町が目指す都市づくり  
都市計画マスタープランの位置付けと役割  
都市づくりの課題と目標

第2章 町全体に共通する都市づくり(全体構想)  
自然環境保全、土地利用、交通施設、  
都市基盤施設、景観、防災の整備方針など

第3章 地域ごとの都市づくり(地域別構想)  
各地域の将来像や主要な施策

第4章 町民を主体とした都市づくりの  
実現へ向けて  
町民主体の都市づくり

第5章 箱根町はどんなまち  
まちのあゆみ、特性

第6章 都市づくりの町民のおもい  
地域別まちづくりワークショップなど

#### 箱根町第6次総合計画

- 計画の位置付け
- 計画策定の前提条件
- 箱根町の将来像
- 将来像の達成に向けた主たる課題
- 基本目標

町民が願うまちの姿の  
実現に向けて施策を推進

将来像を実現する  
ために施策を推進

都市計画分野に関する  
施策をさらに具体化

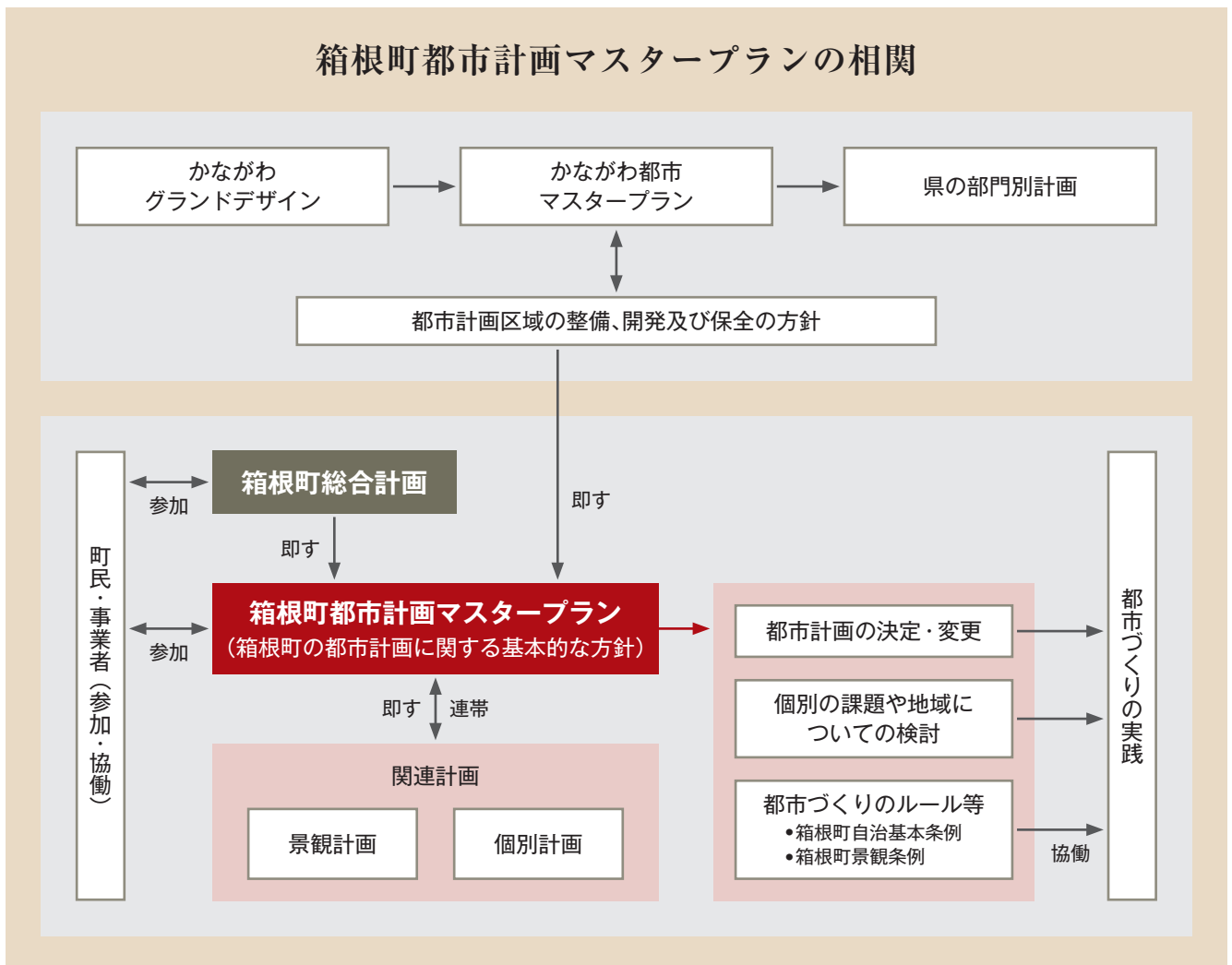
- 4つの重点施策  
6つの基本目標と34の施策
- 保健・医療・福祉等分野
  - 教育・文化分野
  - 生活環境基盤分野
  - 自然環境・安全安心分野
  - 観光産業振興分野
  - コミュニティ・行財政分野

基本構想

基本計画

## 2 都市計画マスタープランの相関

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指し、「箱根町総合計画」が示すまちづくりの方針に沿って、都市づくりの目標と基本的な方向を表すものです。策定にあたっては、「かながわ都市マスタープラン」や県が都市計画区域\*1ごとに定める広域的な方針「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(=都市計画区域マスタープラン)」に即して策定するものです。



湯立獅子舞(宮城野)

\*1 都市計画区域…都市計画法に基づいて定められる、都市計画(区域区分、都市施設、市街地開発事業など)を定める範囲のこと。人口、土地利用、その他自然的・社会的条件から、一体の都市として総合的に整備、開発および保全する必要がある区域。

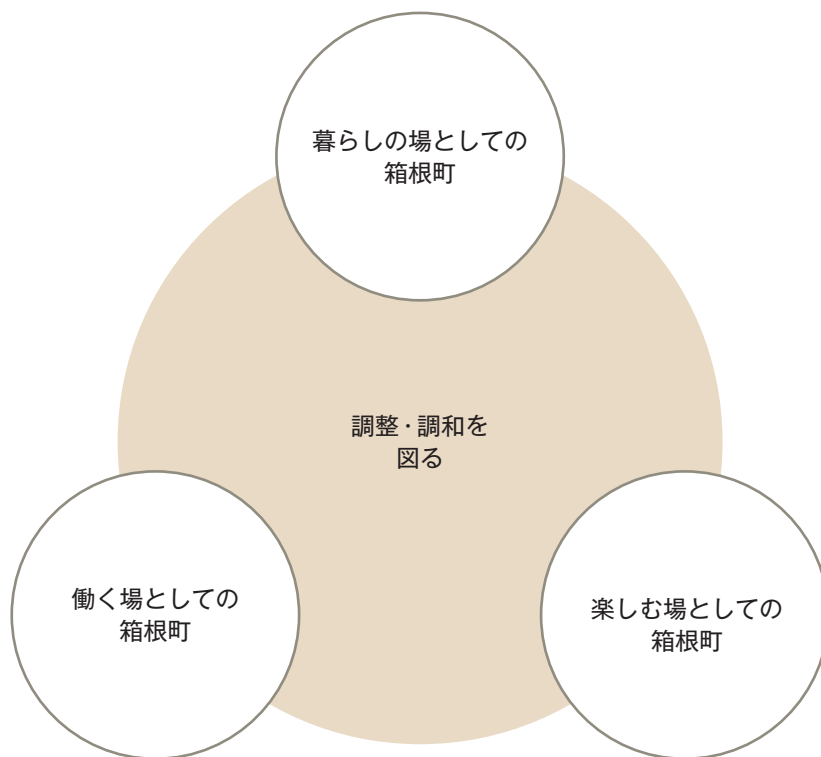
### 3 都市計画マスタープランの役割

箱根町には多くの方が暮らし、働き、そして訪れており、日常生活を行う「暮らしの場」、さまざまな仕事を行う「働く場」、観光など観たり体験する「楽しむ場」等さまざまな顔があります。

しかし、それぞれが自由に土地を利用したり、建物や工作物を建てたりすると、自然が壊されてしまったり、公共施設の整備を阻害したり、働く場所や買い物の場所と住む場所が分離されてしまったりして、住みにくいまちとなってしまうことがあります。

そこで、土地の使い方や建物の建て方のルールを定めることで「暮らしの場」・「働く場」・「楽しむ場」の調和を図りながら、計画的に道路や下水道などの都市施設を整備していく「都市づくり」が必要となります。

この「都市づくり」を進める基本となる計画が「都市計画マスタープラン」です。



宮ノ下の紅葉

## 2 都市計画マスタープラン 策定のスタンス



畑宿一里塚

### 1 都市計画マスタープラン策定の背景

箱根町では、平成19(2007)年に第2次となる「箱根都市計画マスタープラン」を策定し都市づくりを総合的に進め、現在まで一定の成果をあげてきましたが、平成28(2016)年度をもって計画期間が終了するため、次期計画を策定するものです。

#### ▶ 次期都市計画マスタープラン策定の留意点

##### ① 社会環境の変化への対応

現在、わが国においては人口減少社会の到来と少子高齢化の更なる進行、火山噴火や大地震、大雨や土砂災害など自然災害への防災対策や危機管理意識の高まり、地球温暖化などの環境問題、景気の低迷や地方分権の進展、地域コミュニティの衰退化等、まちづくりをめぐる社会のあり方は大きく変わりつつあり、本町にも大きな影響を与えています。

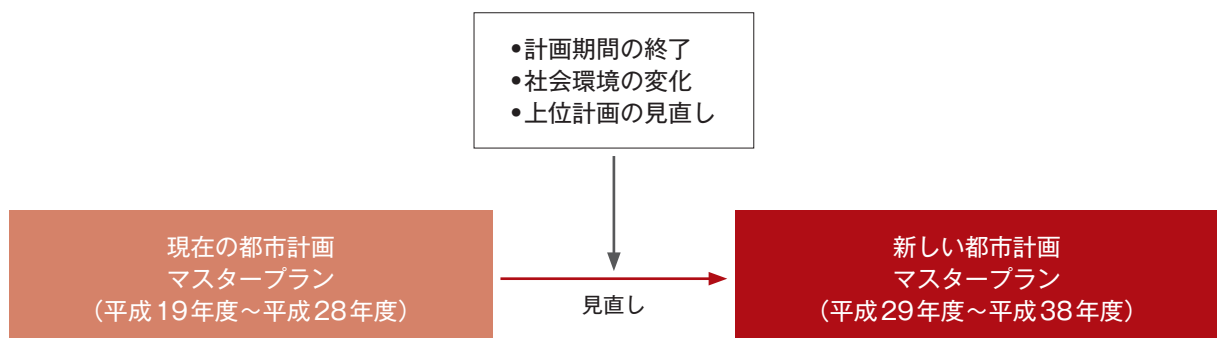
今回、策定する都市計画マスタープランでは、このように現行の都市計画マスタープランが策定されたのちの社会動向や法律などの制度の変化について対応を図る必要があります。

##### ② 上位計画との連携

平成29(2017)年度からスタートする「箱根町第6次総合計画」、平成37(2025)年を展望した県の「かながわグランドデザイン」や「かながわ都市マスタープラン」などの上位計画との連携を図り、それぞれの将来像やまちづくりの基本的方向等と整合性のとれた内容にしていく必要があります。

### 2 新しい都市計画マスタープランの計画期間

新しい都市計画マスタープランは10年後を見据えた計画とし、平成29(2017)年度から平成38(2026)年度を計画期間とします。



### 3 都市計画マスタープランの変遷

本町では、平成8(1996)年の計画策定以来、次のとおり中長期的視野による都市づくりを進めています。

第1次都市計画マスタープラン		
将来都市像	快適環境都市・はこね	
計画期間	平成8年度 から 平成18年度 まで	
将来人口	18,500人(計画人口)	
都市づくりの基本理念 (目標・方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な生活環境の整備</li> <li>・自然環境の一層の保護、保全</li> <li>・リゾート環境の充実</li> </ul>	
地域整備の 目標	湯本地域	伝統工芸と湯のまち、箱根のゲートゾーン
	温泉(宮ノ下)地域	歴史の香りたどよう自然散策ゾーン
	宮城野地域	住環境と観光・文化の融合するゾーン
	仙石原地域	自然と遊べる高原リゾートゾーン
	箱根地域	湖畔の歴史と伝統文化ゾーン



第2次都市計画マスタープラン		
将来都市像	人・心・自然、やさしさと出会いを創造する町 ― 箱根	
計画期間	平成19年度 から 平成28年度 まで	
将来人口	12,000人(推計人口)	
都市づくりの基本理念 (目標・方向性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・快適で活気のある生活環境づくり</li> <li>・共生するまちづくり</li> <li>・魅力ある観光のまちづくり</li> <li>・美しい街なみづくり</li> <li>・安全で安心なまちづくり</li> <li>・広域的連携の強化</li> <li>・町民参加のまちづくり</li> </ul>	
地域の 将来像	湯本地域	清流と湯のまち 箱根の玄関口
	温泉(宮ノ下)地域	歴史がかおる 癒しの温泉ゾーン
	宮城野地域	四季の花が感じられる里山と温泉保養地ゾーン
	仙石原地域	自然と遊べる高原スパリゾート
	箱根地域	湖畔の歴史と伝統文化ゾーン



## 4 新しい都市計画マスタープランの策定スタンス

新しい都市計画マスタープランでは、「実現性の高さ」、「町民との協働」、「地道な対応」を目指した計画の策定を行っています。

### 実現性

#### ①実現性の高い計画づくり

現行計画の実施状況を考察し、現在における都市づくりの課題を抽出した上で、施策の選択を充分精査し、この先10年間において実現性の高い計画づくりを目指します。

### 協働

#### ②町民と協働する都市づくり

町民などの意見を十分反映させた計画づくりに取り組むとともに、計画策定後の施策の実施や計画の進行管理等、町民との協働による都市づくりを目指します。

### 地道な対応

#### ③一つひとつの課題への地道な対応

これまでに残された課題と新しく生まれた課題に対して、町民との役割分担のもと、一つひとつ地道に対応したものにします。

## 地域 コミュニティの 再構築

地域コミュニティとは、一定の地域を基盤とした住民組織であり、人と人とのつながりです。そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域に関わるさまざまな活動を個人・団体・事業所・行政と協働しながら自主的・主体的に展開している団体・組織(集団)を指します。

人口減少や少子高齢化の進行によるコミュニティの構成員の変化や、近隣関係の希薄化などにより既存のコミュニティの存続が困難になってきています。

今後のまちづくりを考えた場合、防災面における「共助」や高齢者の生活や介護に、子どもの見守りなど防犯・交通安全等、地域の果たす役割は今後も増大し、コミュニティへの期待は大きくなるばかりであり、町民の地域活動への参加の増進や自治会等のあり方を時代に適したものとする等、地域コミュニティの再構築が求められています。

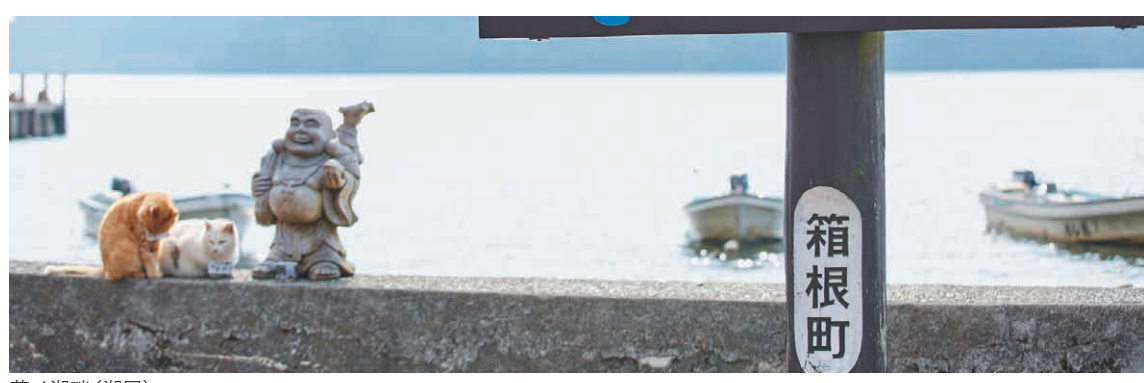
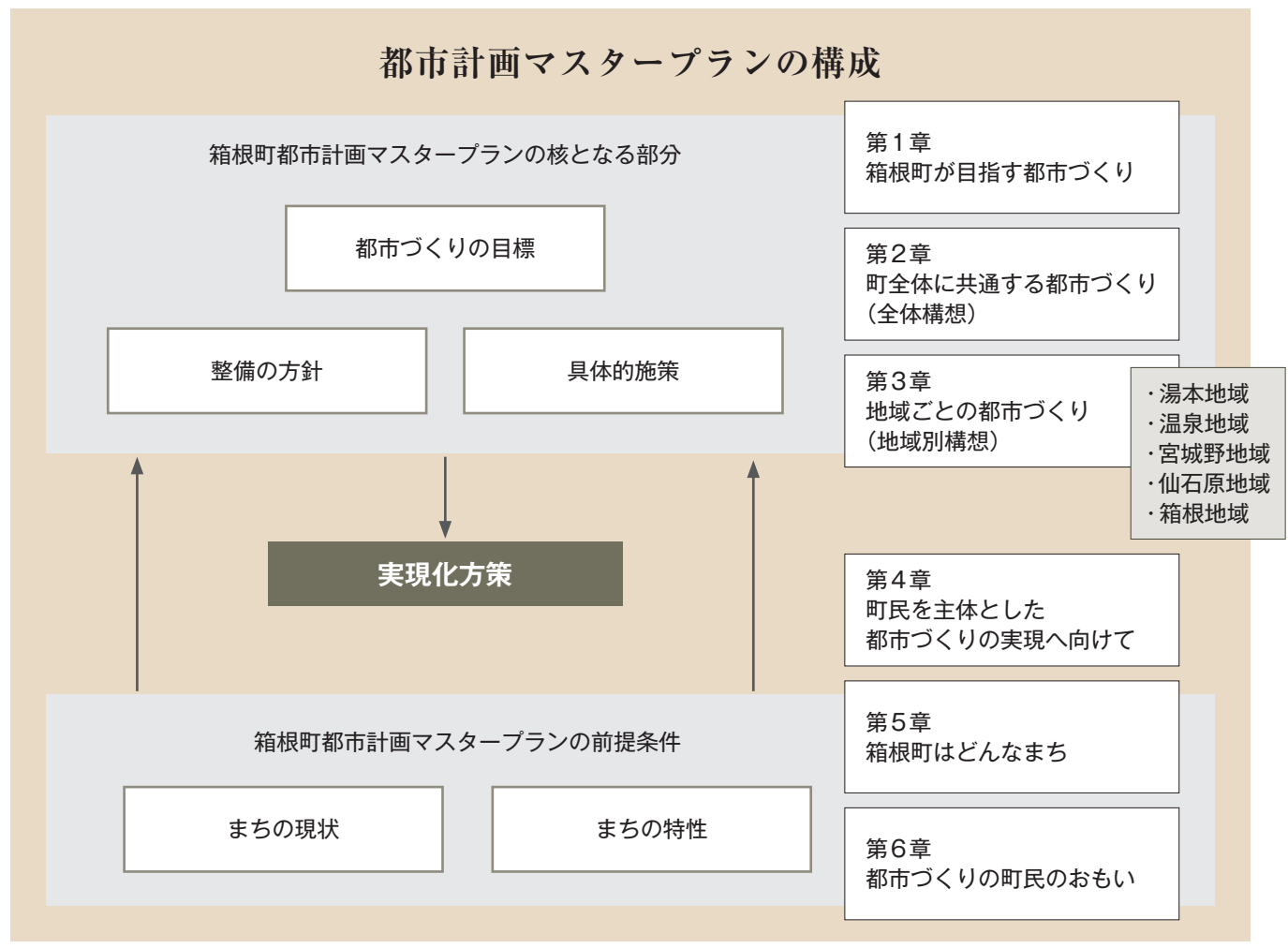


箱根大名行列

# 5 計画の構成

計画の構成にあたっては、箱根町の「都市づくりの目標」やその「整備の方針」、「具体的施策」などを前段に配置しマスタープランの核となる事項を示しています。マスタープラン策定の前提条件となる「まちの現状」や「特性」などについては、敢えて後段に配置しました。

また、マスタープランの内容を分かりやすくするため、各章のはじめで記載事項などを示すとともに、章の終わりに記載事項のポイントをまとめました。



芦ノ湖畔(湖尻)

### 3 町民と協働した プランづくり



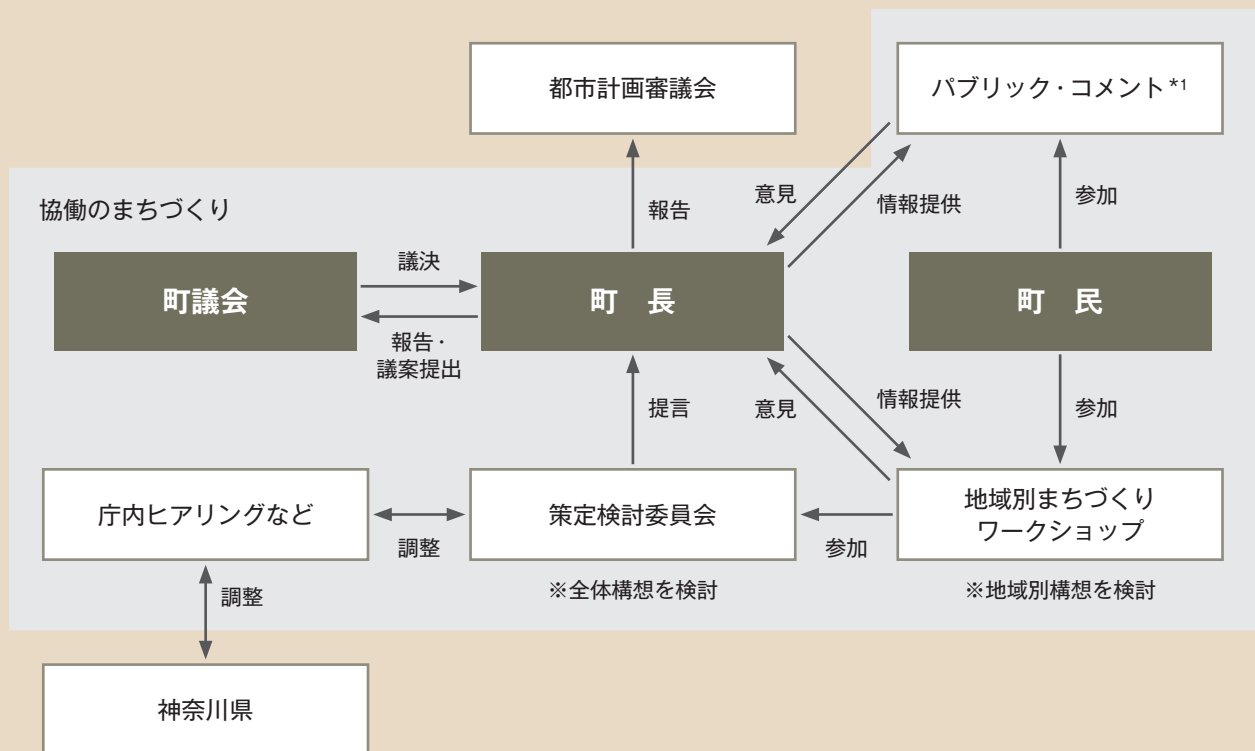
湯立獅子舞(仙石原)

#### プランの策定体制(フロー)

「箱根町第3次都市計画マスタープラン」の策定は、町の特性や課題とその解決策などについて広く町民から意見を求め、町民と協働して取り組むため、以下のフロー図の体制としました。

- ① 策定検討委員会**  
14名の委員と1名のオブザーバーをもって組織し、町の目指すべき将来像、目標、将来都市構造の検討および町全体に関する土地利用の基本方針および都市施設の整備方針などの検討を行いました。
- ② 地域別まちづくりワークショップ**  
湯本地域、温泉地域、宮城野地域、仙石原地域、箱根地域の各地域10名以内で組織し、地域の特性や課題の抽出、目指すべき将来像や実施施策についての検討を行い、地域別構想案の策定を行いました。

#### 箱根町第3次都市計画マスタープラン策定体制フロー図



\*1 パブリック・コメント…行政機関が、政策や各種計画を決定する際に、あらかじめその案を公表し、広く一般からの意見などを募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に役立てることを目的とする手続き。(意見公募手続)

## 策定検討委員会・地域別まちづくりワークショップの開催状況

箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会および地域別まちづくりワークショップは、平成27(2015)年11月から平成28(2016)年9月までの間、次のとおり開催されました。

会議	年月日	主な内容
地域別まちづくりワークショップ メンバー委嘱式 第1回地域別まちづくりワークショップ	H27.11.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱根町第3次都市計画マスタープラン策定についての概要説明など</li> <li>・リーダーおよびサブリーダーの選出</li> <li>・各地域の「特性」と「課題」の把握</li> </ul>
湯本地域		
温泉地域		
宮城野地域		
仙石原地域		
箱根地域		
策定検討委員会委員委嘱式 第1回策定検討委員会	H28.01.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱根町第3次都市計画マスタープラン策定についての概要説明など</li> <li>・正副委員長の選出</li> <li>・箱根町の人口動態などについて説明</li> <li>・第1回地域別まちづくりワークショップの結果報告</li> </ul>
第2回地域別まちづくりワークショップ		
湯本地域	H28.02.08	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行マスタープランの達成状況についての説明</li> <li>・地域の特色や課題に対する今後の方向性などについての検討</li> <li>○地域の目指す方向</li> <li>○やるべきこと(町民・地域コミュニティ・町の役割)</li> <li>○地域の将来像(キャッチフレーズ)</li> </ul>
温泉地域	H28.03.01	
宮城野地域	H28.02.17 H28.03.11	
仙石原地域	H28.02.02	
箱根地域	H28.02.10 H28.03.23	
第3回地域別まちづくりワークショップ		
湯本地域	H28.06.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域別構想案についての検討</li> </ul>
温泉地域	H28.07.04	
宮城野地域	H28.07.20	
仙石原地域	H28.06.29	
箱根地域	H28.07.06	
第2回策定検討委員会	H28.08.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別構想の策定状況の確認と素案の検討</li> <li>・まちづくりの目標についての検討</li> <li>・全体構想案についての検討</li> </ul>
第3回策定検討委員会	H28.09.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想案についての検討</li> <li>・箱根町第3次都市計画マスタープラン全体についての検討と内容についての了解</li> <li>・策定検討委員会としての提言のまとめ</li> </ul>
町長への提言	H28.10.06	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱根町第3次都市計画マスタープラン策定検討委員会および地域別まちづくりワークショップの審議内容について、町長へ提言</li> </ul>

## 4 箱根町が抱える 都市づくりの課題



宮ノ下の街なみ

### 都市づくりの課題をまとめました。

箱根町の特徴からみる都市づくりの留意点 (P104 参照)、町民アンケート (P111 参照) や地域別まちづくりワークショップにおける町の課題 (P116 参照) など踏まえ、都市づくりの課題をまとめると次の8つが考えられます。

#### 1 防災力の強化

平成27(2015)年に発生した大涌谷の火山活動は、町民の生活や観光面において大きな影響をおよぼし、その対応を図ってきましたが、今後も継続した対策が求められています。

また、本町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されているため大規模地震へ備え、町民が安全・安心して住まえ、観光客が滞在できる環境を整える必要があります。

そのほか、豪雨による土砂災害や河川の増水など自然災害に対応した護岸環境整備や河川改修の促進等が求められています。

#### 2 住居環境の維持向上と地域コミュニティの再構築

人口減少が進んでいる本町においては、子育てしやすい環境の整備などによる少子化対策と定住機能の強化により人口減少に歯止めをかけるとともに、希薄化している地域コミュニティの再構築が求められています。

また、恵まれた自然環境と調和した生活空間を確保し、町民が安心して快適に暮らせる住居環境の整備が必要です。

#### 3 超高齢社会への対応

本町は高齢化率が35.8%となり、超高齢社会に突入しています。健康寿命の延伸や身近なところでの医療体制の整備、地域による高齢者への配慮、公共施設や歩道などのユニバーサルデザイン<sup>\*1</sup>化によって、高齢者にやさしい都市づくりが求められています。

#### 4 観光地としての魅力の向上

一つひとつの観光資源を再度掘り起し磨き上げるなど、更なる有効活用を図るとともに、特に、増加する訪日外国人観光客が安心して一人歩きできるような案内看板や標識を設置するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した観光施設の整備等、国際観光地としての魅力向上に努める必要があります。

#### 5 自然環境の保全

芦ノ湖を取り巻くように険しい山々が連なる起伏に富んだ自然環境と生息する多くの動植物は、本町の重要な観光資源であり、これらの保全は町の第一の使命であるといえます。これまで自然公園法<sup>\*2</sup>や都市計画法などにより、この良好な自然環境は守られていますが、今後も法規制等に基づく保全を最優先とし、秩序ある土地利用を行い、自然と共生を図る必要があります。

\*1 ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、老若男女の差違、障がいの有無、能力の如何に関わらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などを設計(デザイン)すること。

\*2 自然公園法…1957年に定められた、日本の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。国立公園・国定公園・都道府県立自然公園の3種類の自然公園を定めている。

## 6 景観の保全と形成

仙石原湿原やすすき草原、芦ノ湖や早川・須雲川水系、箱根の山なみなどの優れた自然景観の適切な保全対策に努めるとともに、更なる観光地としての魅力を維持向上させるため、街なみや歴史資源と調和した景観の形成を図っていく必要があります。

また、公共施設の整備などにおいては景観との調和に十分配慮するとともに、景観行政団体<sup>\*3</sup>として、より積極的に町民の自主的な景観まちづくりの支援に努めていく必要があります。

## 7 町民参加の都市づくり

町民参加による開かれた町政を推進するため、町民への情報提供と説明責任を果たしていくとともに、町民同士がお互いに支えあい、助けあう地域活動の活性化が必要です。

また、現在、町民活動団体やNPO<sup>\*4</sup>、ボランティア団体などがさまざまな分野で活動を展開していますが、このような活動を通じて蓄積された成果を踏まえ、町民と行政とが一体となって都市づくりを進めていくことが求められています。

## 8 近隣の県、市町との連携

国内外から多くの人々が訪れ、交流する地域としての魅力の向上や防災力の強化など、観光面と防災面において近隣の県や市町との連携をさらに強めていく必要があります。

箱根町  
の特性から  
みる留意点

町民アンケート  
での町へのおもい

地域別まちづくり  
ワークショップ  
での町へのおもい

## 都市づくりの課題

1 防災力の強化

5 自然環境の保全

2 住居環境の維持向上と  
地域コミュニティの再構築

6 景観の保全と形成

3 超高齢社会への対応

7 町民参加の都市づくり

4 観光地としての魅力の向上

8 近隣の県、市町との連携

\*3 景観行政団体…景観法によって定められた、景観計画の策定などの諸施策を実施する行政団体のこと。

\*4 NPO…特定非営利活動。保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人間に寄与する活動を行い、その内容は多様化・細分化されてきている。それぞれ法人化されたNPO法人として活動しており、98年に施行された「NPO法(特定非営利活動促進法)」によって認証され、国からの助成金や寄付などでその活動をまかなっている。

## 5 箱根町が目指す 都市づくりの目標



大涌谷の空

まちの将来の姿はどういったものでしょう。

### (1) 上位・関連計画における将来像

「箱根町第6次総合計画」では、今後目指すべき姿（将来像）を次のとおりに定めています。

### 『やすらぎとおもてなしのあふれる町—箱根』

「やすらぎ」とは、箱根の誇る美しい自然環境の保全を図っていき、住む人、訪れる人すべてが癒しを感じられる町を目指していくとともに、火山対策をはじめ防災対策の強化を図って、安心・安全が確保される町を目指すことを意味します。

「おもてなし」とは、町民同士が相手を思いやる気持ちをもって日々ふれあうことのできる町を目指すことで、地域コミュニティの維持向上につなげるとともに、国内外から訪れるすべての人々に対してもおもてなしの心が伝わる町になることを意味します。

また、「かながわランドデザイン（基本構想）」では、『いのち輝くマグネット神奈川』を基本理念に掲げ、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめ、県民一人一人のいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現を目指していくものとしています。

それを受けた「かながわ都市マスタープラン」では県土・都市像を『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』とし、「環境共生」と「自立と連携」の2つを県土・都市づくりの方向性として定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開するとしています。

そして、2市8町で構成される県西都市圏域<sup>\*1</sup>では、『歴史と自然につつまれ、観光と交流による にぎわいのある都市づくり』を都市づくりの目標とし、豊かな自然や文化的遺産などの観光資源の保全・活用を図りながら、隣接県と連携し国際的な観光・リゾート地としての魅力の向上や地域活力の向上に資する都市機能の集積を図り、職・住・遊が一体となった豊かな暮らしの実現を目指しています。



須雲川

## かながわグランドデザイン(基本構想)

### 『いのち輝くマグネット神奈川』

#### ・基本理念

かながわグランドデザイン(基本構想)は、2025(平成37)年を展望し、「『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」を基本理念に掲げ、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめたものであり、県民一人一人のいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現を目指していくものです。

#### ・将来像

- ① 行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川
- ② いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川
- ③ 県民総力戦で創る神奈川

## かながわ都市マスタープラン

### 『地域の個性を伸ばし、やすらぎと活力を感じる都市 かながわ』

「かながわ都市マスタープラン」は、2025年を展望した計画となっており、将来を展望した「神奈川の県土・都市像」を描き、県土全体の方針を示した「かながわ都市マスタープラン」と、地域レベルの方針を示した「かながわ都市マスタープラン・地域別計画」を策定しています。また、東日本大震災における津波災害を踏まえて、最大クラスの津波に備えた都市づくりを進めるため、「かながわ都市マスタープラン」に津波対策編を追加する一部改訂を行っています。

#### かながわ都市マスタープラン・地域別計画(平成22年11月改定)

### 『歴史と自然につつまれ、観光と交流による にぎわいのある都市づくり』

県西都市圏域は、2市8町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)で構成され、県土の西部に位置しています。

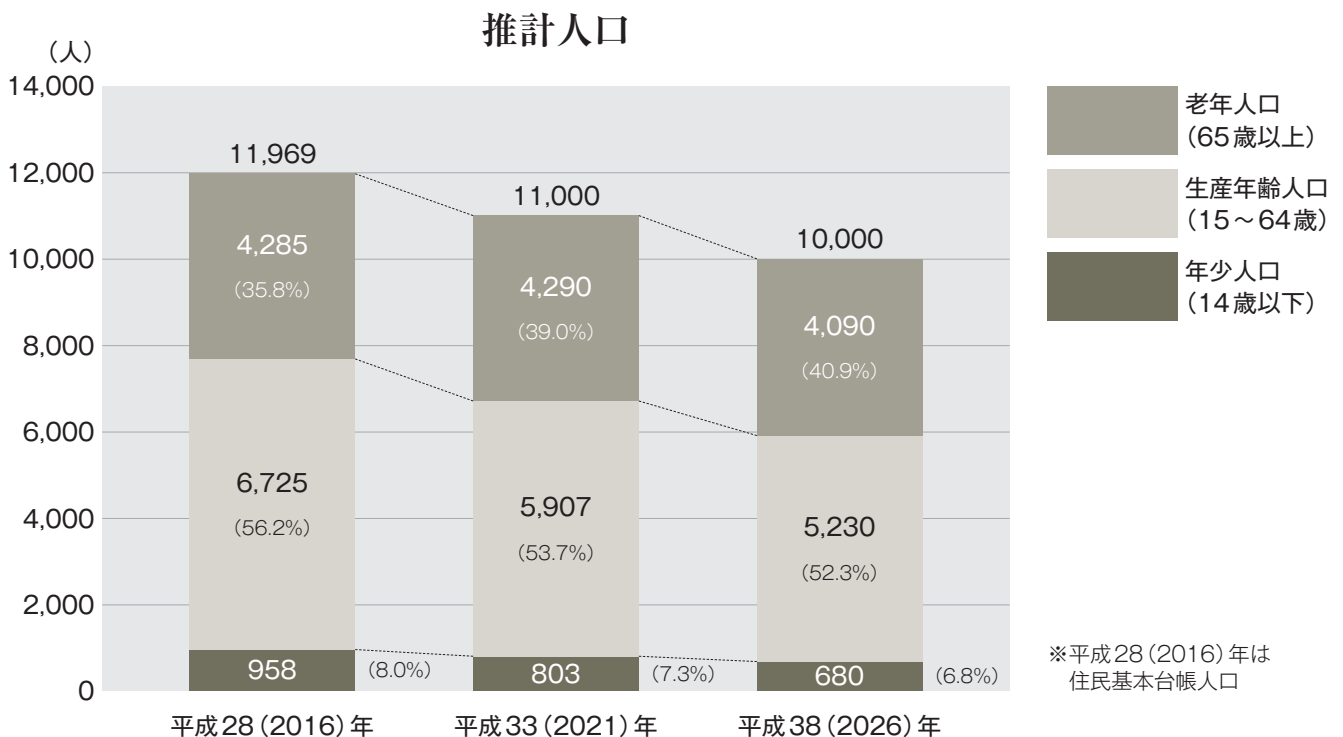
富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然を背景に、山・川・海・湖・温泉、歴史や文化などの観光資源に恵まれた「県西都市圏域」では、これらの資源の保全・活用を図りながら、隣接する山梨・静岡両県と連携しつつ国内外から多くの人々が訪れ、交流する地域としての魅力の向上や、地域活力の向上に資する都市機能の集積を図り、職・住・遊が一体となって豊かな暮らしを実現できる都市づくりを目指すとしています。



## (2) まちの将来人口

「箱根町第6次総合計画」の策定にあたり、平成23(2011)年と平成28(2016)年の直近5年間の人口による将来人口の推計では、総人口は、平成28(2016)年に11,969人であったものが、平成33(2021)年で11,000人、平成38(2026)年で10,000人とまちの将来人口を推計しています。

この推計による0～14歳の年少人口比率は8.0%から6.8%、15～64歳の生産年齢人口比率は56.2%から52.3%まで減少し、65歳以上の老年人口比率は35.8%から40.9%まで高まります。総人口の減少につれて年少人口、生産年齢人口、老年人口とも減少していきますが、長期的には、「箱根町人口ビジョン」で設定した将来人口(自然動態と社会動態を改善させることにより、平成72(2060)年の人口は、約7,200人程度を確保していく。)に向けて人口減少抑制対策を進めていくこととしています。



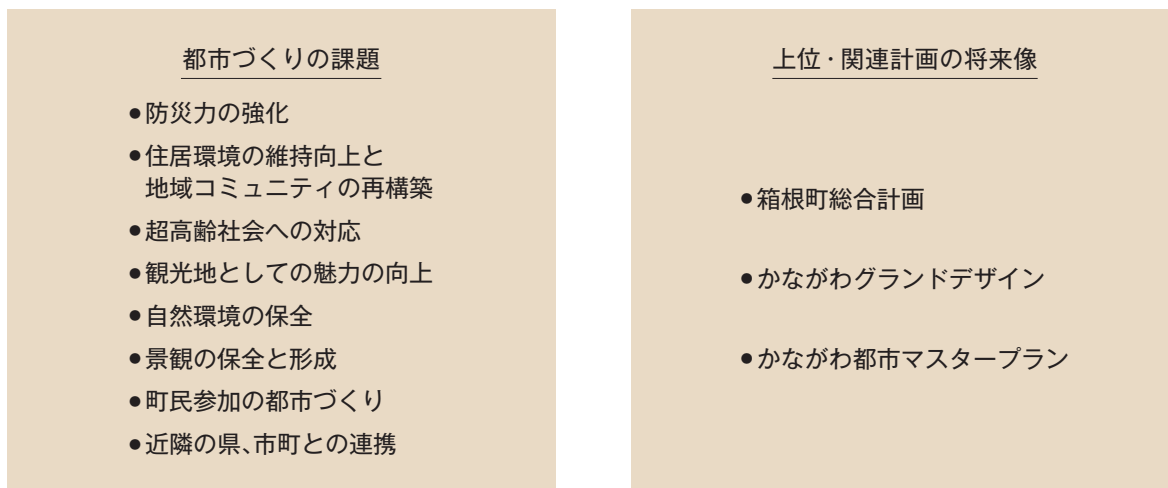
「箱根町第3次都市計画マスタープラン」では、まちづくりの枠組みとしての人口規模を「箱根町第6次総合計画」の将来人口推計値である10,000人とし、本町における適正な都市基盤や住環境の整備を図っていきます。



箱根の森小学校の下校風景

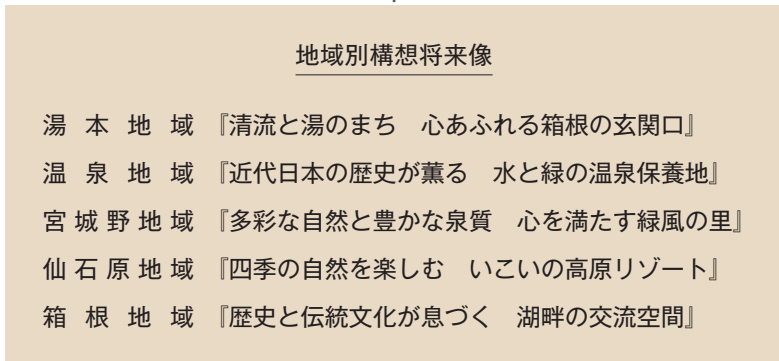
### (3) 都市づくりの目標

上位・関連計画の将来像と町全体の都市づくりの課題や地域別構想の将来像を踏まえ、本町の目指す都市づくりの目標を、次のように定めます。



**人と自然のやさしさに抱かれ  
住んで満たされ、訪れて満たされる  
活力のあるまち**

「箱根町第3次都市計画マスタープラン」は、豊かな自然環境と高齢者、子ども、観光客などすべてのひとに配慮したやさしい空間の創出を図り、住む人、訪れる人の生命を守り、安全な生活と滞在を確保するとともに、充実した時間を過ごすことのできるまちを目指します。



## (4) 都市づくりの基本的な方向

目標の実現化に向け、次のとおり基本的な方向を定めて進めていきます。

### 都市づくりの基本的な方向

1

#### 安全でより良い生活環境の都市づくり

本町特有の火山活動や大規模地震など自然災害から、町民や観光客の生命を守り、安全な生活と滞在を確保するために、防災力と減災力を高める取組を図っていきます。また、少子高齢化に対応した子育てや高齢者の生活が快適に送れるような住居環境の整備を目指します。

2

#### 人と自然にやさしい観光の都市づくり

富士箱根伊豆国立公園を形成している豊かな自然環境と貴重な動植物の保全を最優先とし、自然環境などに配慮した生活空間の確保を図っていきます。また、高齢者や子ども、外国人観光客などすべての人にやさしいユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進め、生活の場や国際観光地としての魅力の向上を目指します。

3

#### 美しい景観の都市づくり

仙石原湿原やすすき草原、箱根の山なみや芦ノ湖、河川などがつくる優れた自然景観の適切な保全に努め次代に継承します。また、景観計画に掲げる景観形成の目的である「町民が愛着と誇りをもって住み続けられる環境」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境」の創出に努めます。

4

#### 協働の都市づくり

都市づくりは、町が主体となって取り組む施策と、町民などが主体となって取り組む施策の両面により相乗効果を発揮し、将来像の実現をより進めるものと考えます。特に本プランの地域別構想の実現に向けては、計画策定の段階からの町民参画や町民と町との役割の明確化など協働で取り組む体制を整え、町民主体による都市づくりに努めていきます。

5

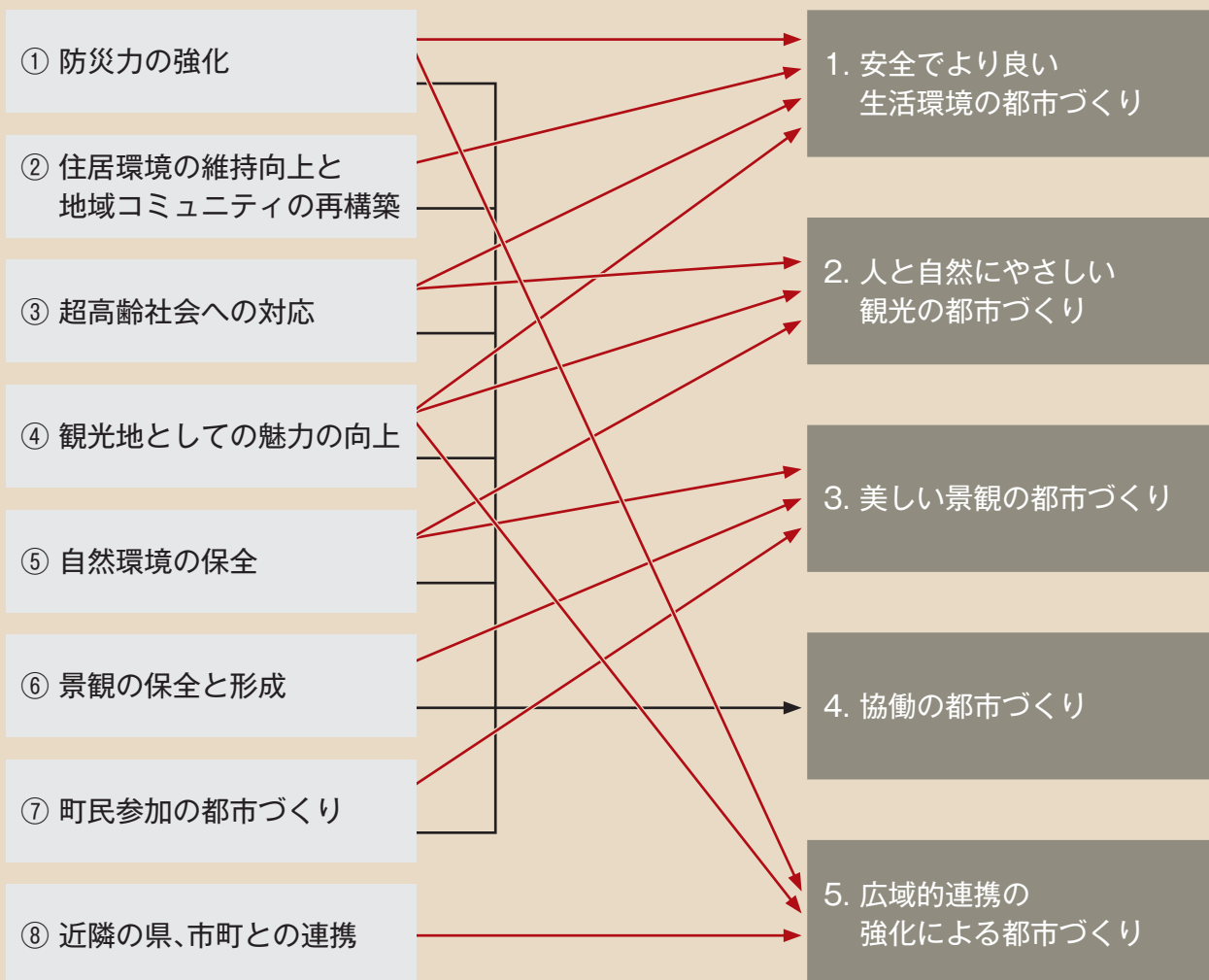
#### 広域的連携の強化による都市づくり

県西都市圏域内における小田原市や南足柄市、隣接県の三島市や御殿場市などと生活面、観光面において密接な関係がありますが、今後は、防災面も含めた相互における人、モノ、情報の円滑な連携の強化を図り、より魅力的で活力のある都市づくりを目指します。



函嶺洞門

## 都市づくりの課題と基本的な方向との関係



大涌谷と観光客

# 第1章のまとめ

本町の都市づくりの課題を十分踏まえ、都市づくりの目標を「人と自然のやさしさに抱かれ 住んで満たされ、訪れて満たされる 活力のあるまち」としました。

この都市づくりの目標を具現化するため「安全でより良い生活環境の都市づくり」をはじめ、5つの都市づくりの基本方向により、施策を推進します。

## 1 「まちづくり」と「都市計画マスタープラン」

「まちづくり」のうち住みやすい環境や施設の整備など(自然環境の保全、土地利用の誘導、道路・公園の整備等)を行うことが「都市づくり」であり、それを進める基本となる計画(みちしるべ)が「都市計画マスタープラン」です。

## 2 計画期間

現行プランの計画期間が平成28年度で満了するため、平成29年度から平成38年度までの10年間を期間とする次期プランを社会環境の変化や上位計画などとの連携を図り策定します。

## 3 町民との協働による策定

町民等と協働した都市づくりを進めるため、プランの策定にあたっては策定検討委員会や地域別まちづくりワークショップを設置し意見を伺ったほか、パブリック・コメントを実施しました。

## 4 都市づくりの課題

都市づくりの課題を①防災力の強化、②住居環境の維持向上と地域コミュニティの再構築、③超高齢社会への対応、④観光地としての魅力の向上、⑤自然環境の保全、⑥景観の保全と形成、⑦町民参加の都市づくり、⑧近隣の県、市町との連携としました。

## 5 都市づくりの目標

都市づくりの将来像を『人と自然のやさしさに抱かれ 住んで満たされ、訪れて満たされる 活力のあるまち』としました。

## 6 都市づくりの基本的な方向

都市づくりの将来像を具現化するため進むべき都市づくりの基本的な方向を①安全でより良い生活環境の都市づくり、②人と自然にやさしい観光の都市づくり、③美しい景観の都市づくり、④協働の都市づくり、⑤広域的連携の強化による都市づくりとしました。

